

# 令和 05年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	84.6 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.6 %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	96.6 %
本庁係長相当職	101.4 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106 %
31～35年	— %
26～30年	93.5 %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	63 %
6～10年	110.9 %
1～5年	94.7 %

### 【説明欄】

※ 一方の性別に該当する職員がない場合は「—」と表示している。

次の要因により、男女間における平均給与額の差異が生じている。

- ・扶養手当の受給割合について、女性職員よりも男性職員の方が大幅に高いため。
- ・11～15年の男女の給与の差異63%は休職者の影響のため。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。